

令和元年度
『認知症カフェ開設運営事業補助金等』

応募の手引き(追加分)

募集期間

- ・補助事業
令和元年6月10日(月)～7月31日(水)
- ・登録事業
随時

趣 旨

認知症の人の意思が尊重され、その人が住み慣れた地域のよい環境においてできる限り自分らしく暮らし続けることができるように、認知症の人の家族の介護負担を軽減するなどのため、認知症カフェを開設し、又は運営する団体又は個人に対し、予算の範囲内において高松市認知症カフェ開設運営事業補助金を交付するとともに、本市への登録を通じて広く周知するものです。

高松市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター
〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号
電話:087-839-2811 FAX:087-839-2815
E-mail:hokatsu@city.takamatsu.lg.jp

1 認知症カフェとは

「認知症カフェ」とは、認知症の人及びその家族（同居・別居の別を問わない。以下「対象者」といいます。）、地域の住民、専門職（医療や介護において認知症に関する専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士その他これらに類する者をいいます。）等が気軽に集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことのできる場であって、その運営をする者が次の各号の全てに該当する場となることを目指して、そのいずれかを提供しているものをいいます。

- (1) 対象者が安心して過ごすことのできる場
- (2) 対象者が専門職等に気軽に相談をし、日々負担に感じていることなどを話すことのできる場
- (3) 対象者が自由に参加をすることができ、その意思が尊重される場
- (4) 対象者がかなえない思いや希望を発信することのできる場
- (5) 対象者と地域の住民とが交流をすることができ、認知症ケアについての理解を相互に深めることのできる場
- (6) 認知症ケアに関し相互扶助の輪を広げていくことのできる人材育成の場

2 対象者

(1) 補助事業対象者

市内で1に定める認知症カフェを開設し、又は運営する医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、株式会社、市民団体その他の団体又は個人（以下、団体等といいますが対象（平成30年度に補助を受けた団体等は、継続団体等として取り扱うため除きます。）となります。

なお、応募に当たっては、次の条件を全て満たしていることが必要です。
また、補助事業応募者は、登録事業に応募があったものとみなします。

- ア 高松市内に居住する個人又は市内に事務所その他の活動拠点を有する団体であること。
- イ 市税を完納していること。
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと。
- オ 市から既に同一な事業の補助金等を受けていないこと。
- カ 公序良俗に反するおそれのないこと。

(2) 登録事業対象者

市内で1に定める認知症カフェを運営する団体等が対象（平成30年度に登録を受けた団体等は、継続団体等として取り扱うため除きます。）となります。

なお、応募に当たっては、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ア 高松市内に居住する個人又は市内に事務所その他の活動拠点を有する団体であること。
- イ 市税を完納していること。
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- エ 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないこと。
- オ 公序良俗に反するおそれのないこと。

3 対象となる活動

(1) 補助金の交付の対象となる事業

次の要件の全てに該当する認知症カフェを市内において開設し、又は運営する事業とします。

【要件】

ア 1に定める認知症カフェのうち、1に記載の各号の全てに該当する場を提供すること。

- イ 対象者、地域住民、ボランティア等誰もが参加できること。
- ウ 月1回以上開催し、その時間はおおむね2時間以上であること。
- エ 開催1回当たりの参加者はおおむね5人以上であって、これらの参加者が集えるスペースがあること。

- オ 専門職は毎回1人以上が参加すること。
- カ 補助事業の開始後3年間以上継続した事業実施が見込めること。

(2) 登録の対象となる事業

1に定める認知症カフェを継続して運営する事業とします。

*** 1に定める認知症カフェとして各号の1つでも該当する場を提供すれば対象とします。**

(3) 共通項目

＜利用者負担金＞

- ・ 茶菓子や活動に伴う原材料費等の実費については、利用者から徴収することができます。

＜食品衛生法に基づく諸手続＞

- ・ 認知症カフェの活動に当たり、茶菓子、食事等の提供を行う場合は、食品衛生法に基づく許可が必要になる場合があります。

＜秘密保持＞

- ・ 利用者の個人情報及びプライバシーの尊重・保護には、十分留意してください。

＜安全対策＞

- ・ 認知症カフェの活動に当たり、事故が発生しないよう十分注意してください。

4 補助金額及び補助対象期間等

認知症カフェを運営する団体等

1か所 期間 速やかに開始できる日 ～令和2年3月

運営経費 1か月1万円以内

(四半期ごとになりますが、事業終了前に補助金の交付を受けることができます。)

* 補助対象経費となる運営経費は、(1)、(2)とも1か月の実支出額の合計額から当該月の利用者負担金その他認知症カフェに係る収入額の合計額を控除した額を合計した額となります。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、認知症カフェの開設に必要な「初期経費」と運営に必要な「運営経費」で、補助事業の実施に直接要する経費です。このため、団体の運営に要する経費、人件費、スタッフ等のみで行う会合での飲食費は対象になりません。

補助対象経費の例

(1) 初期経費

項目	内容 (留意点)
消耗品費	認知症カフェの開設に直接必要な消耗品で、複数回にわたり使用できる物品 (座布団、コーヒーカップ、スプーン等) を購入する経費。ただし、1回の開催で消費するものは、初期経費ではなく運営経費の対象になります。
備品購入費	認知症カフェの開設に直接必要な備品 (ポット、コーヒーメーカー、机、椅子等) を購入する経費。
図書購入費	認知症カフェで参加者等が利用できる図書を購入する経費
その他市長が必要と認める経費	その他の経費で、認知症カフェの開設に必要な経費については、高松市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター (以下「高松市地域包括支援センター」といいます。) と協議し決定します。

(2) 運営経費

項目	内容(留意点)
報償費	認知症カフェの活動に従事する専門職等への謝礼金
消耗品費 食糧費 原材料費	認知症カフェの運営に直接必要な消耗品類で、1回の認知症カフェで使用できる消耗品(紙類、紙コップ等)及び食糧費(コーヒー、お茶、茶菓子等)、原材料費(イベント等に使用する材料等)を購入する経費 *利用者から実費負担を求める場合は、収入を計上してください。
通信運搬費	資料送付に必要な切手代など
使用料・ 賃借料	・初期経費に係る補助金を交付する団体等については、会場の使用料等に要する経費(1か月4千円以内としますが、4千円を超える場合は、超えた部分を運営経費に計上可能です。) ・上記以外の団体等については、運営経費の補助金の範囲(1か月1万円以内)で計上可能です。
その他市長が必要と認める経費	その他の経費で、認知症カフェの開設に必要な経費については、高松市地域包括支援センターと協議し決定します。

6 登録された認知症カフェの取り扱い

- (1) 高松市登録認知症カフェとして、本市の広報紙及びホームページ等で公開します。
- (2) 認知症カフェの実施に当たり「高松市登録認知症カフェ(ひだまりカフェ)」の名称を使用することができます。

7 補助事業及び登録事業への応募方法

(1) 補助事業

認知症カフェの開設運営に当たり、上記の内容の補助金の交付を受けたい団体等は、次のとおり応募してください。

- ア 応募期間 令和元年6月10日(月)～7月31日(水)
- イ 応募用紙 別紙1のとおり
(高松市地域包括支援センターで配布するとともに市ホームページ(認知症施策事業)からもダウンロードできます。)
- ウ 提出先 高松市地域包括支援センター
高松市桜町一丁目9番12号
- エ 提出方法 提出は、開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)に
持参(郵送不可)してください。

オ 審査結果 審査の結果は、8月中旬ごろにお知らせします。

- * 審査の結果補助金の交付の対象となった団体等は、「高松市認知症カフェ開設運営事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付申請が必要となります。
また、補助金の交付申請の内容が、応募の内容と異なる場合は、補助金の交付が受けられない場合があります。

(2) 登録事業

認知症カフェの運営に当たり、上記の内容の登録を受けたい団体等は、次のとおり申請してください。

なお、補助事業の応募があった団体等については登録事業の申請があったものとみなします。

- ア 申請期間 随時

- イ 申請用紙 別紙2のとおり
(高松市地域包括支援センターで配布するとともに
市ホームページ(認知症施策事業)からもダウンロードできます。)
- ウ 提出先 高松市地域包括支援センター
高松市桜町一丁目9番12号
- エ 提出方法 提出は、開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)に
持参(郵送不可)してください。
- オ 審査結果 審査の結果は、7月末、11月末、2月末までの応募分を、
それぞれ翌月末までにお知らせします。

*・審査の結果、対象となった団体等は、「高松市認知症カフェ登録事業実施要領」に基づき適切に運営してください。

・6に記載の登録された認知症カフェの取り扱いについては、7月末までの応募分、11月末までの応募分、2月末までの応募分をそれぞれ審査し、対象となった団体等に対し実施します。

・事業開始後において、申請者がこの要領に定める認知症カフェを実施していない、又は違反していると認めるときは、登録を取り消す場合があります。

(3) 共通

ア 質問がある場合は、文書で補助事業は7月13日(金)までに、登録事業は随時8に記載の問い合わせ先に提出してください。

イ 提出された書類等については、個人情報保護法、高松市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき、取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、提出前に写しを取るなど、高松市地域包括支援センターから問い合わせがあった時に対応できるようにしておいてください。

8 問い合わせ先

高松市地域包括支援センター 地域支援係(担当:小林、山崎、篠原)
高松市桜町一丁目9番12号
電話 087-839-2811 FAX 087-839-2815
E-mail: houkatsu@city.takamatsu.lg.jp

別紙1

年 月 日

(あて先)高松市長

所在地

名称

代表者氏名

㊟

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ補助事業応募提案書

次のとおり高松市認知症カフェ開設運営事業に対する補助事業を実施したいので、次のとおり応募します。

1 補助金の内容

* 希望の内容に○をつけてください

(1) 初期経費及び運営経費(医療法人、社会福祉法人を除く。)

(2) 運営経費のみ

2 名称及び実施内容

別紙のとおり

3 連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

別紙2

年 月 日

(あて先)高松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

(個人にあつては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ登録申請書

次のとおり高松市認知症カフェ登録事業を実施したいので、登録されるよう高松市認知症カフェ登録事業実施要領5の(1)の規定により、次のとおり申請します。

1 名称及び実施内容

別紙のとおり

2 連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

別紙(補助事業・登録事業共通)

実施内容

1 カフェの名称					
2 開催頻度 開催日(予定)	年間	回	開催日	の予定	
3 開催時間					
4 開催場所					
5 利用者人数 (1回当たり見込み)	本人		人		
	ご家族		人		
	その他		人		
6 運営スタッフ配置 人数 (1回当たり見込み)	人	内 訳	専門職 (職種)人 数	()	人
				()	人
				()	人
		専門職以外	人	ボランティア	人
		地域住民	人	その他	人
7 利用者負担額	円/人				
8 実施内容	1 目的(目指すこと等) 2 具体的な実施内容(衛生面や安全対策についても記載してください。) 3 記入欄が不足する場合は、別紙として添付してください。				
9 PR等					

* 添付書類

- 1 市税の滞納無証明書(高松市役所2階 納税課で発行しています。)
* 申請書は、市ホームページ(市税に関する証明の申請方法)からダウンロードできます。
- 2 開催場所の見取り図
- 3 その他(ある場合は、パンフレット、チラシ等)

高松市認知症カフェ開設運営事業補助事業実施団体等審査基準

1 適否基準

(1) 応募資格

応募の手引き「2 対象者」「3 対象となる活動」に示した要件を満たしているかを評価し、1つでも該当しないものがあれば失格とする。

2 評価基準

項目ごとに点数評価し、区ごとに評価得点の合計点の高い者から選定する。(130 点満点)

大項目	評価項目	評価のポイント	配点(点)	
(1) 運営方針	①実施の目的及び事業実施により目指す効果	認知症カフェの果たす役割を認識し、認知症の人とその家族を地域で支える上での課題やニーズ等を勘案した上で明確に示されているか。	5	
	②関係団体等との連携方針	事業実施に当たり、高松市地域包括支援センターや医療・介護関係者、地域団体等と効果的な連携が期待できるか。	5	
	③ボランティア等の活用の方針	認知症サポーターをはじめとしたボランティアや地域住民の参画を得た運営が期待できるか。	5	
(2) 実施方法	①実施場所等	市民等が利用しやすい場所に設置されているか。	5	
		一度に適正な人数が利用できる場所になっているか。	5	
	②開催日程、開催時間	開催日程、開催時間は、利用者のニーズを反映した計画となっているか。	10	
	③運営スタッフ	常時配置するスタッフは、参加者数の見込みに対し十分な体制となっているか。また、ボランティアも含め、幅広い専門職の参画により運営されているか。	10	
(3) 活動内容	①集いと交流の場の提供、相互交流	気軽に集えるオープンな場づくりとなっているか、また地域に開かれた拠点として、地域住民も含めた相互交流を促す活動が期待できるか。	10	
	②相談への対応	認知症の人及びその家族等からの相談に対し、専門職を含めた対応が可能となっているか。	10	
	③対象者の思いや希望の発信	認知症の人及びその家族の思いや希望が伝えられる場所として期待できるか。	10	
	④情報発信と認知症ケアの理解	市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供が認知症の人やその家族、地域住民などに対し、認知症に関する知識を深めるための効果的な講習会等が企画されているか。	10	
	⑤家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組	介護者の不安・負担を軽減するような効果的な取組が企画されているか。	10	
(4) 事業運営	①活動実績	これまでに認知症の人やその家族を対象とした支援活動の実績があるか。	5	
	②事業の継続性	実施場所や運営スタッフなどの面において、継続的な事業実施が期待できるか。	10	
	③衛生管理	認知症カフェの活動において茶菓子等の提供を行う際や感染症予防等の衛生管理への取組が具体的に示されているか。	5	
	④安全対策と緊急時の対応	日常的な安全対策や事故、災害(緊急時)、急病人の発生時の対応方針が具体的に示されているか。	5	
(5) 事業効果、独自の提案		補助採択等による事業効果が期待できるか。また、申請者独自の優れた提案があるか。	10	
合		計		